

令和8年6月改正

定

款

愛知製鋼株式会社

# 愛知製鋼株式会社

## 第1章 総 則

(商号)  
第1条

当社は、愛知製鋼株式会社と称する。  
英文では、AICHI STEEL CORPORATIONと表示する。

(目的)  
第2条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 鉄鋼の製造、加工および販売
2. 非鉄金属製品ならびにその応用品の製造、加工および販売
3. 各種機械、装置、器具の製造および販売
4. 医療機器の製造、製造販売および販売
5. 鍛造品、鋳造品の製造、加工および販売
6. 磁石、磁気センサ、電子部品ならびにその応用機器の開発、製造および販売
7. 非晶質金属およびその関連製品の製造、加工および販売
8. 肥料の製造および販売
9. 情報の処理、提供ならびに通信等の情報サービス業およびソフトウェアの開発、販売、賃貸
10. 教育、健康、飲食ならびに売店等の施設の運営および管理
11. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理
12. 旅行業、広告業、催事企画業、印刷業、陸送業、荷役業、倉庫業、警備業および労働者派遣業
13. 損害保険代理業および生命保険募集業
14. 介護サービス業
15. 土木建築工事の企画、設計、監理、施工および請負
16. 鉄、煉瓦等の資源のリサイクルならびにその加工品の製造および販売
17. 前各号に関する発明研究およびその利用
18. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)  
第3条

当社は、本店を愛知県東海市に置く。

(機 関)  
第4条

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)  
第5条

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、中日新聞および日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億9千40万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い、手数料および株主の権利行使に際しての手続き等については、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

#### (招集) 第12条

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

②株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地においてこれを招集することができる。

#### (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### (株主総会の招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役会長および取締役社長が、いずれも欠員の場合または事故があった場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従って、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### (株主総会の決議方法)

第17条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

### 第4章 取締役および取締役会

#### (取締役の数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

②当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

#### (取締役の選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議に

よって選任する。

②取締役を選任する株主総会決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名および取締役副社長若干名を置くことができる。

(相談役、顧問および技監)

第22条 取締役会は、その決議によって相談役、顧問および技監各若干名を置くことができる。

(取締役会)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第27条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会)

第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第30条 当社は、剰余金の配当、自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第31条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間等)

第32条 金銭による剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払いの義務を免れる。

②金銭による剰余金の配当には、利息を付さない。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当社は、第122回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第122回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第31条第2項の定めるところによる。

( 沿 革 )  
改 正

昭和15年2月17日  
昭和16年2月22日  
同 20年11月29日  
同 23年5月27日  
同 26年11月29日  
同 32年2月25日  
同 36年8月24日  
同 46年2月24日  
平成3年3月28日  
同 7年3月30日  
同 14年6月26日  
同 17年6月24日  
同 21年6月19日  
同 27年6月24日  
令和7年7月1日

昭和17年10月31日  
同 22年2月10日  
同 23年11月27日  
同 27年8月28日  
同 35年2月25日  
同 39年2月29日  
同 50年2月27日  
平成4年3月27日  
同 10年6月25日  
同 15年6月26日  
同 18年6月22日  
同 22年1月6日  
同 28年10月1日  
令和8年6月16日

昭和19年11月25日  
同 22年11月28日  
同 25年11月27日  
同 31年10月25日  
同 36年2月25日  
同 42年4月1日  
同 57年3月29日  
平成6年3月30日  
同 12年6月28日  
同 16年6月22日  
同 19年6月21日  
同 25年6月19日  
令和4年6月22日